

中小受託取引適正化法(取適法) 禁止事項ガイド

委託事業者には次の11項目の禁止事項が課せられています。たとえ受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、取適法に違反することになるので十分注意が必要です。

禁止事項を正しく理解して、適正な取引を行うよう心がけましょう。



禁止事項

掲載ページ

①受領拒否	01
②取引代金の支払遅延	02
③取引代金の減額	03
④返品	01
⑤買いたたき	04・05・06
⑥購入・利用強制	07
⑦報復措置	08
⑧有償支給原材料等の対価の早期決済	08
⑨不当な経済上の利益の提供要請	07・09・10
⑩不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	11
⑪協議に応じない一方的な代金決定	12

委託事業者の都合で、商品の受領を拒否したり返品したりしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

委託事業者が、正当な理由なく、受領を拒否したり、返品したりすることなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- 受け入れ態勢が整わないことを理由に、納期どおり持ち込まれた商品を持ち帰らせたり、納期より遅く納品するよう指示していませんか。
- 他の事業者には販売できないプライベートブランド商品を返品していませんか。
- 月末や期末の在庫調整のため、一旦納品を止めさせたり、返品したりしていませんか。
- 単に委託事業者の取引先から返品されたことを理由に返品していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 製品の納入日について、委託事業者と中小受託事業者が日程について十分な協議を行い、確実に受領できる日を書面で定め、委託事業者は製品を受領できる態勢を確保する。
- 委託事業者側の都合で納品指定日に商品を受領することができない場合でも、受領したものとして扱い、指示する納品日までの保管費用などの経費を委託事業者側が負担する。

受領日から60日を超えて 支払いをしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

受領日(中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日)から60日以内に代金を支払わない場合、取適法に違反するおそれがあります。

また、手形を交付すること、その他支払手段において60日以内に支払うことが困難であるものについても禁止されています。

〈要注意!〉チェックポイント

- 受領日から60日を超えて製造委託等代金の支払いを行っていませんか。
- 手形を交付していませんか。
- 一括決済方式や電子記録債権にかかる決済手数料などのコストを中小受託事業者に負担させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 製造委託等代金は、給付の受領日から60日以内に現金で支払う。
- 電子記録債権などによる場合は、(割引料を負担することとする場合であっても)60日以内に代金を受領するために中小受託事業者が割引を受ける等の行為を要するようとする。
- 一括決済方式や電子記録債権を用いる場合であっても、支払の期日は60日以内とする。
- サプライチェーン全体で、製造委託等代金の支払方法の改善に取り組む。

合理的な理由なく、価格低減を要請していませんか？



法令違反となる可能性があります！

委託事業者が、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- 代金の総額はそのままにしておいて、発注数量を増加させていませんか。
- 不況時や為替変動時に協力依頼と称して大幅な価格低減を要求していませんか。
- 銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引いていませんか。
- 現場の生産性改善など、コスト削減に向けた委託事業者による協力がないにもかかわらず、中小受託事業者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 単価引き下げの際は、交渉の合意が成立した以降の発注に対して新単価を適用する。
- 委託事業者の協力（大量発注や品質の緩和、工程見直しなど）により、中小受託事業者のコストダウンを図り、その効果を双方の寄与度によって価格に反映させる。
- 委託事業者は、製品の取引価格設定の根拠（品質、仕様、取引量など）を確認した上で、社内の予算承認を得る。

原材料価格やエネルギーコスト、労務費の上昇時、取引価格に反映していますか？



法令違反となる可能性があります！

原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの上昇や、環境や安全面での規制対応に伴うコスト増であるにもかかわらず、不正に従来の取引価格で納入させた場合、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

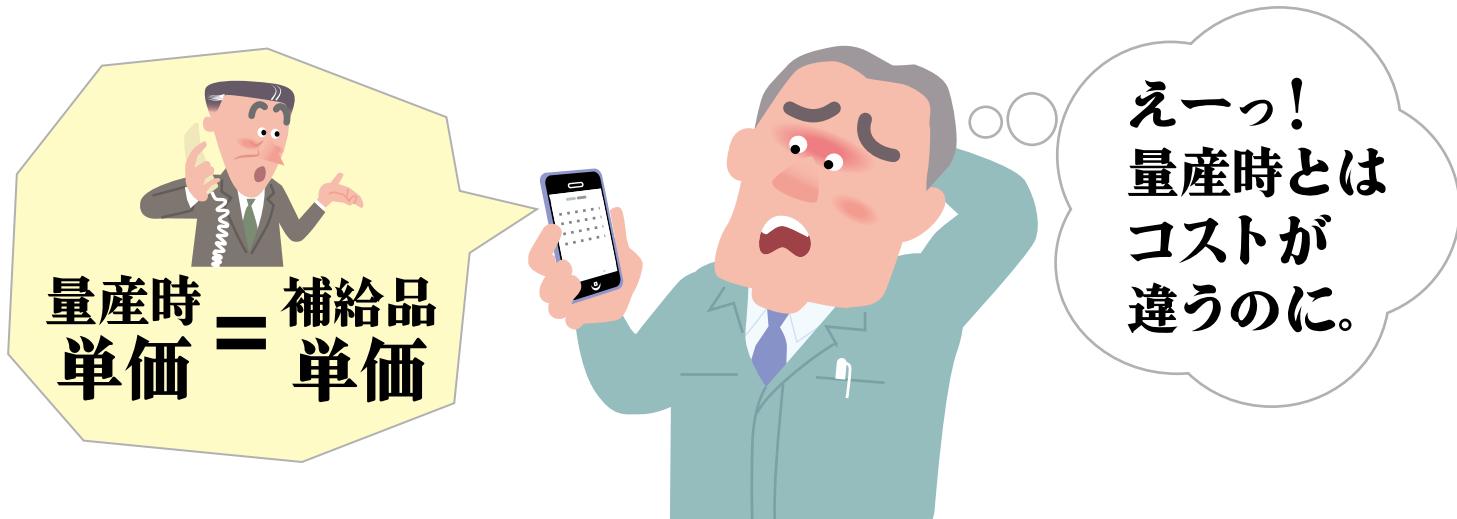
- 中小受託事業者が、自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を委託事業者に求めたにもかかわらず、取引価格を据え置いていませんか。
- 原材料などについて自社調達する中小受託事業者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、委託事業者が安価な大手メーカー支給材価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 原材料価格、エネルギーコストなどの変動を加味した取引価格の算定手法(見直しの時期や方法、価格スライド制など)について十分に協議した上で、あらかじめ委託事業者・中小受託事業者間で合意しておく。
- 人手不足や最低賃金の引き上げに伴う労務費上昇については、その影響を十分に加味し、協議した上で取引単価を設定する。
- 合意がない事項については、外的要因によるコスト増加が企業努力で対応可能なものであるかの検討を行い、その範囲を超えるものについては、適切な転嫁がなされるよう委託事業者・中小受託事業者で十分に協議する。

量産時と同じ単価で、 補給品の販売を要請していませんか？



法令違反となる可能性があります！

量産が終了した補給品支給の契約を結ぶ場合、量産時よりも少量にもかかわらず、量産時と同等単価で取引するなど、取引価格を不当に定めることは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

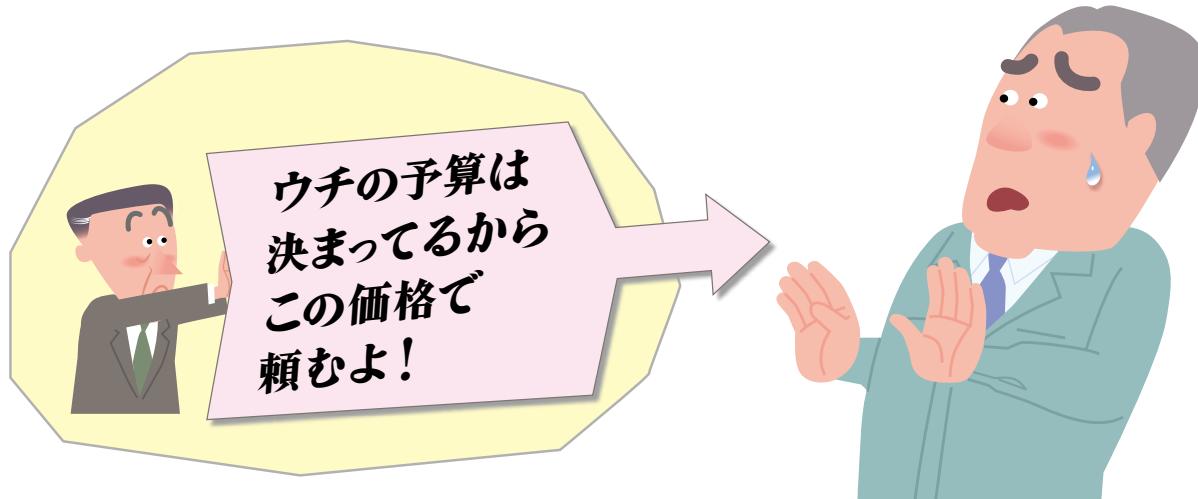
- 量産打ち切り後に補給品として取引を行ったにもかかわらず、量産時と同じ単価で価格設定をしていませんか。
- 補給品生産における製品ごとの工程、工数などを考慮せず、委託事業者側の単価設定ルールによる契約をしていませんか。
- 補給品の取引の際に、給付内容などを記載した書面を中小受託事業者に交付していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 量産終了後、委託事業者は速やかに量産終了の旨を文書で中小受託事業者に通知し、補給品の支給期間や価格設定などについて中小受託事業者と協議する。
- 補給品の単価設定は、量産時とは異なる原材料価格や生産コストなどの条件を加味しながら十分に協議を行う。
- 量産開始前の当初の契約時点で、補給品の単価などについてあらかじめ合意し、明確に書面で定めておく。

合理的な理由なく、 指値発注をしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

合理的な説明をせずに、通常支払われる対価に比べ著しく低い取引価格を不当に定めることは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- 委託事業者の事情のみをもって指値発注を要請していませんか。
- 中小受託事業者が円高や不況時などの一時的な事情に対応し単価引き下げに協力した後、状況が改善したにもかかわらず単価を据え置いていませんか。
- 単価があいまいなまま取引し、製品納入後、見積価格を大幅に下回る取引価格を定めていますか。
- 厳しい短納期で取引し、中小受託事業者に発生する費用増を考慮せずに、取引価格を定めていますか。
- 紹介の内容に知的財産権が含まれているにもかかわらず、当該知的財産の対価を考慮せずに、取引価格を定めていますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 委託事業者・中小受託事業者が十分に協議を行い、合理的な単価を設定する。
- 委託事業者においては、社内の技術担当及び調達担当の連携を密にし、予算付けの根拠となる見積書が、予定する仕様や取引量を真に反映したものであることを確認した上で、社内の予算承認を得る。
- 急激な円高や需要の急減などで委託事業者が一時的な単価引き下げなどの要請を行った後、状況が改善した場合には単価引き上げを行うなど、信頼関係を保てるような取引を行う。

中小受託事業者に従業員を派遣させたり、 自社商品を購入させたりしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

委託事業者が、中小受託事業者に、従業員を派遣させたり、中小受託事業者との取引に係る商品以外の商品や役務を購入させたりすることなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- 派遣費用を負担することなく、中小受託事業者の従業員を派遣させ、委託事業者の業務を行わせていませんか。
- 取引に影響力のある委託側の担当者が、委託事業者との取引と関係のない自社商品などの購入、利用を要請していませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 中小受託事業者に従業員の派遣を要請する必要がある場合には、派遣の条件についてあらかじめ合意するとともに、派遣に必要な費用を負担する。
- 中小受託事業者の専門的な知識・技術を必要としないような作業に従事させようとする場合には、委託事業者がアルバイトなどを雇うことで対応する。
- 中小受託事業者に委託した業務が適切に行われる合理的な必要性が認められるもの以外、外注担当者などを通じての購入・利用の要請は控える。
- 委託事業者からノルマを定めるなど中小受託事業者に購入・利用を余儀なくさせるような要請はしない。

中小受託事業者に対して、 不利益な取り扱いをしていませんか？



法令違反となる可能性があります！

中小受託事業者が委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する主務大臣に知らせたことを理由として、その中小受託事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすることは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

有償支給原材料の対価を、 加工期間等を考慮せず 中小受託事業者に 支払わせていませんか？



法令違反となる可能性があります！

委託事業者が、中小受託事業者に、有償で支給した原材料等の代金を、その原材料を使用した物品の代金支払日よりも早く対価を支払わせることは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

金型等*を無償で保管・管理させていませんか？



*ここでは、金型、木型、治具及び検具等の型を「型」としています。



法令違反となる可能性があります！

量産後の補給品の支給などのため、委託事業者が長期にわたり使用されない金型等を無償で保管させるなど、中小受託事業の利益を不当に害することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- 委託事業者が中小受託事業者に対して、長期にわたり使用されない金型等を無償で保管、管理させていませんか。
- 当初想定していない保管に伴うメンテナンスなどを無償で中小受託事業者に行わせていませんか。
- 中小受託事業者からの金型等の廃棄申請に応諾していますか。また、明確な返答を行っていますか。応諾した場合、廃棄費用を支払っていますか。応諾しない場合、保管に必要な費用を負担していますか。



こんな取引を目指しませんか？

- 金型等の保管に関して、双方が十分に協議し、保管方法や費用負担を明確に定める。
- 委託事業者の事情により中小受託事業者に金型等の保管を求めている場合には、委託事業者が必要な費用を負担する。
- 委託事業者が主導して、金型等の保管期間や数量を最小限にとどめる努力をする。

製品の図面などの技術情報を無償で提供させていませんか？



法令違反となる可能性があります！

製造を委託した製品の図面や製造ノウハウなどの技術情報を無償で提供するよう要請するなど、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法または独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- 取引の書面上の給付内容に製品の図面などの技術情報の提供が含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて委託事業者から製品の図面などの技術情報を無償で提供するよう中小受託事業者に要請していませんか。
- 委託事業者が、中小受託事業者から無償で提供させた製品の図面などの技術情報を転用して、別の見積り額の安い業者に発注していませんか。
- 委託事業者が、中小受託事業者から無償で提供させた製品の図面などの技術情報のデータを用いて、特許申請をしていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 図面などの技術情報の管理のための取組を徹底する。(取引先との機密保持契約、転用に関して承諾を得るべきことを盛り込んだ基本契約などの締結、など)
- 委託事業者が図面などの技術情報を提供させたい場合、別途対価を支払って買い取るか、あらかじめ取引内容に図面などの技術情報の提供を含むことを明らかにし、適切な対価を設定する。

本来委託事業者が負担すべきコストを、中小受託事業者に負担させていませんか？



法令違反となる可能性があります！

委託事業者の都合で取引条件が変更され、それに伴いコストの増加が生じたにもかかわらず、中小受託事業者にそのコストを不当に負担させることは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

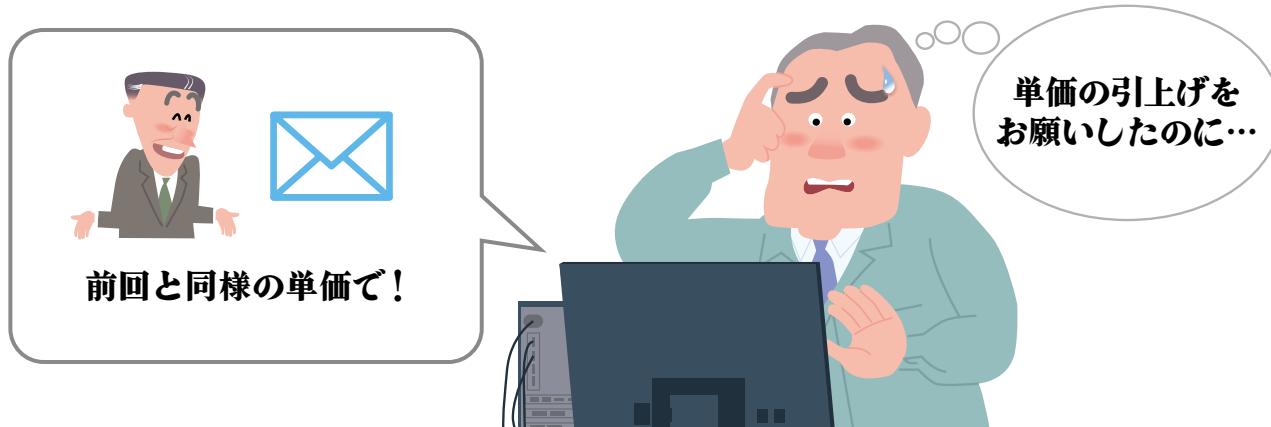
- 委託事業者の都合により、一括納品から分割納品へ変更し、中小受託事業者にとって製品の運賃負担が増したにもかかわらず、従来と同様の製造委託等代金で納入させていませんか。
- 委託事業者が、取引時に決定した数量を下回る納品数量で取引を中断していませんか。また、その際に必要な費用を中小受託事業者に負担させていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 製造委託等代金に含まれる製品の運送経費について、1回の発送量や運搬形態などの条件を加味しながら委託事業者・中小受託事業者が十分に協議を行い、合理的な経費を設定する。
- 市場環境の変化に伴う生産計画の変更などにより、取引時に決定した数量に満たない納品数量で取引を中断せざるをえなくなった場合には、中小受託事業者が生産準備に必要とした費用を委託事業者が負担する。
- 金型等の当該製品の生産のためだけに製造・購入されるような設備などの費用は、製品単価に上乗せする支払形態ではなく、当該設備などにかかる費用を別途全額支払うようにする。

中小受託事業者との価格協議に応じなかつたり、説明をせずに代金を決定していませんか？



法令違反となる可能性があります！

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、必要な説明を行わず一方的に代金を決定したりすることにより、中小受託事業者の利益を不当に害することは、取適法や独占禁止法に違反するおそれがあります。

〈要注意!〉チェックポイント

- 中小受託事業者から原材料価格高騰により代金額の引き上げの協議を求められたにもかかわらず、回答を引き延ばすなどしていませんか。
- 過度に詳細な見積りを要請し、それを中小受託事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒否していませんか。
- 理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の代金の額から引き下げた額を定めていませんか。



こんな取引を目指しませんか？

- 少なくとも年に1回以上の価格協議の場を設ける。
- 原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の価格転嫁を目指す。
- 取引価格引上げの要請を受け入れない場合であっても、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等の形に残る方法で行う。